

【新入生対象】奨学のための給付金一部早期給付は、

少額でもいいので9月に給付金がほしい方のみ

お電話ください！

どうして？



上水高校経営企画室 042-590-4580

一部早期給付でも通常給付でも、年間でもらえる金額は同じです。でも一部早期給付申請する場合は手続きが 2回必要！

非課税世帯（第1子）の例

※生活保護受給世帯・非課税世帯（第2子以降）も、合計金額や必要書類は異なりますが手続きの流れは同じです。

（一部早期給付）

（通常給付）

4～6月：申請（1回目）

- ・ネット申請入力・住民票の発行
- ・振込先銀行口座の指定...等々



7～8月：申請（2回目）

- ・ネット申請入力・住民票の発行
- ・振込先銀行口座の指定...等々



9月：給付（1回目）

30,525円



12月：給付（2回目）

91,575円



年間給付額：122,100円

※手続きは2回

7～8月：申請

- ・ネット申請入力・住民票の発行
- ・振込先銀行口座の指定...等々



12月：給付

122,100円



年間給付額：122,100円

※手続きは1回

年間でもらえる金額は同じですが、**一部早期給付を使うと書類申請の手間と住民票等の発行手数料等が2回必要**になります。

どうしても9月に少額でも給付金が必要、という状況でなければ

通常給付をお待ちいただくことをおすすめします

そもそもどんな人がもらえるの？



生活保護を受給している人、住民税が非課税の人（最近収入が減って同水準になった人も含む）が対象です。それ以外の方は一部早期給付も通常給付も対象外です。